

み 監 第 4 9 号
令和 8 年 1 0 月 1 6 日

み や き 町 長 岡 毅 様

みやき町監査委員 重 松 輝 司

同 益 田 清



令和8年度みやき町財政援助団体等に対する監査結果について

地方自治法第199条第7項及びみやき町監査等実施要綱の規定に基づき、
財政援助団体等監査を実施したが、その概要は次のとおりである。

つきましては、その結果に関する報告書について別紙のとおり提出する。

記

1. 監査の時期

令和8年10月 6日から10月 8日まで

2. 監査対象範囲

令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画を対象とした。

なお、令和8年度の監査対象は地方自治法第199条第7項の規定に該当する財政援助団体で、令和7年度決算の額が1千万円を越える3団体である。(別紙)(うち、1団体は22の個別団体で構成される「多面的機能支払交付金団体」)

(別紙)

令和8年度財政援助団体等に対する監査報告書

第1 監査の概要

令和8年度の財政援助団体等監査は、本町から財政援助を受けている団体のうち、その額が1千万円を超える3団体（下記のとおり）（うち、1団体は22の個別団体で構成される「多面的機能支払交付金団体」）に対し、以下の要領で実施した。

1 監査実施時期と対象団体名

(実施月日)		(団体名)
10月6日	(午前)	商工会
	(午後)	社会福祉協議会
10月8日	(午前)	多面的機能支払交付金団体

2 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、所管課及び財政援助団体等から提出された財務関係資料等証拠書類について審査するとともに、合わせて関係者からのヒアリングを実施した。

監査については、団体等の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に即して適正に行われているのかの観点に加え

- (1) 財政援助団体等については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか。また、その出納及びその他の事務執行が適正に行われているか。
- (2) 所管課において、団体等に関する指導監督は適切に行われているか。また、これらの補助金等が、その目的に合致した内容で、適切かつ効率的に執行されているか、記帳管理等が的確に実施されているか、どうかに着目した。

3 監査の実施方法等

本監査の対象となる団体等は、内部監査のほか、国・県等の監査や会計検査を受けることもあるため、上記着眼点から適否等を判定できる範囲での調査、点検とした。

監査は、援助団体等の実態を把握するため、当該団体の事務所において所管課職員の立会いの上実施した。なお、令和7年度における当該団体の活動状況と決算に関し、団体の代表者及び会計担当者からヒアリングを実施するとともに、関係帳簿や預金通帳の点検、確認を行った。

第2 監査の結果

今回、監査対象の3団体において、町からの補助金及び財政援助金は、その交付目的に沿って適正に執行され、決算関連帳簿と預金通帳等と正確に符合し、全般的に適切な管理運営が行われたと認められた。

財政援助等に係る出納、その他の事務の執行がその目的に沿って行われることは当然のことである。しかし、今後の厳しい地方財政状況を鑑みると、補助金等財政援助を受けている団体等においても、分析と検証により限られた財源で大きな成果を生むことができるような、財政構造を目指し自助努力することが求められている。